

 川崎市公報	毎月2回10日・25日発行 発行所 川崎市役所 印刷所 東洋印刷所
	購 読 料 (前納) 1 年 10,800 円 1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇川崎市情報公開条例(第1号)	378	◇予防接種の業務を行う医師(第116号)	400
◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(第2号)	388	◇平成13年度定期ジフテリア・百日せき・破傷風予防接種の実施(第117号)	400
◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第3号)	388	◇平成13年度定期急性灰白髄炎予防接種の実施(第118号)	400
◇川崎市手数料条例等の一部を改正する条例(第4号)	388	◇平成13年度定期日本脳炎予防接種の実施(第119号)	400
◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例の一部を改正する条例(第5号)	389	◇平成13年度定期麻しん予防接種の実施(第120号)	401
◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例(第6号)	390	◇平成13年度定期風しん予防接種の実施(第121号)	401
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第7号)	390	◇平成13年度分国民健康保険料の暫定期間に係る所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の料率(第122号)	402
◇川崎市投産場条例の一部を改正する条例(第8号)	392	◇自転車等の処理(第123号)	402
◇川崎市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第9号)	393	◇生活保護法による指定医療機関の廃止(第124号)	402
◇川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例(第10号)	394	◇生活保護法による指定医療機関の指定(第125号)	402
◇川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例(第11号)	394	◇生活保護法による指定施術機関の指定(第126号)	403
規 則		◇生活保護法による指定医療機関の変更(第127号)	403
◇川崎市補助金等の交付に関する規則(第7号)	396	◇議決された予算の公表(第128号)	404
◇川崎市都市計画法施行細則の一部を改正する規則(第8号)	398	◇昭和61年川崎市告示第92号の一部を改正する告示(第129号)	429
告 示		◇昭和61年川崎市告示第95号の一部を改正する告示(第130号)	429
◇道路区域の変更(第113号)	398	◇川崎市議会の政務調査費の収支報告書の写しの作成及び送付に要する費用の額(第131号)	430
◇公聴会の開催(第114号)	399	◇川崎都市計画緑地保全地区の決定及び図書の縦覧(第132号)	430
◇予防接種個別協力医療機関医師の承諾の撤回(第115号)	399	◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧(第133号)	430
		◇川崎都市計画ごみ処理場の変更及び図書の縦覧(第134号)	430

(3) 第12条の2第1項に規定する規則の改正に関し意見を述べることを。

第23条第3項中「5人」を「9人」に改め、同条第4項中「えて」を「得て」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 市長は、委員会に苦情処理部会その他必要な部会を置くことができる。

第24条中「第12条第1項」の次に「第12条の2第2項」を加える。

第25条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項の事業者意見に意見を述べる機会を与えるものとする。

第26条に次の1項を加える。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 市長への申出

(市長への申出)

第29条の2 市民は、この条例に定める市若しくは市長の措置がとられていないこと又は不適正な事業行為等その他この条例に違反する事業行為により、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出の内容が事実であると認めるときは、必要に応じて、この条例に基づく措置をとるものとする。

3 市長は、必要に応じて、第1項の規定による申出の内容及び処理の経過に関する情報を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第23条第3項の改正規定及び附則第3項の規定は市長が定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第23条第3項の改正規定の施行に伴い新たに委嘱されることとなる委員については、同条第4項に規定する委員の委嘱のために必要な行為は、同条第3項の改正規定の施行の日前においても行うことができる。

3 第23条第3項の改正規定の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月29日

川崎市長 高橋 清

川崎市条例第6号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条第4項」に改める。

第6条第1項中「定め」の次に「遅滞なく」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

第19条の見出しを「(事業系一般廃棄物多量排出事業者等)」に改め、同条第1項及び第3項中「多量排出事業者」を「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に、「準多量排出事業者」を「事業系一般廃棄物準多量排出事業者」に改め、同条第4項中「多量排出事業者」を「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に改める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月29日

川崎市長 高橋 清

川崎市条例第7号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第64条」を「第64条の6」に改める。

第25条第2項中「又は合併が」を「合併又は分割(当該許可に係る指定事業所の全部を承継させるものに限る。)」がに、「又は合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の次に「又は分割により当該許可に係る指定事業所の全部を承継した法人」を加える。

第64条の見出し中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、同条第1項中「その他規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)」を削り、「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第2項及び第3項中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、第6章第5節中同条の次に次の5条を加える。

(大型小売店における夜間小売業に係る届出)

第64条の2 店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積を

いう。以下同じ。)が500平方メートルを超える一の店舗(以下「大型小売店」という。)において、夜間小売業(夜間における小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理工業を含む。)をいう。以下同じ。)を営もうとする者は、当該夜間小売業を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項について市長に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗(同条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)において、夜間小売業を営もうとするときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 大型小売店の名称及び所在地
- (3) 夜間小売業を開始する日
- (4) 大型小売店の店舗面積
- (5) 大型小売店の開店及び閉店の時刻
- (6) 大型小売店における夜間小売業に係る外部騒音(当該夜間小売業が誘因となって発生する当該夜間小売業に係る大型小売店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下同じ。)による公害の防止の方法に関する計画
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項の変更(同項第4号に掲げる事項の変更にあつては当該変更により大型小売店の店舗面積の増加となる場合に限り、同項第5号に掲げる事項の変更にあつては当該変更により夜間小売業の営業時間の延長となる場合に限り、)をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更により大規模小売店舗において夜間小売業を営むこととなるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項の変更(同項第4号に掲げる事項の変更にあつては当該変更により大型小売店の店舗面積の増加となる場合を除き、同項第5号に掲げる事項の変更にあつては当該変更により夜間小売業の営業時間の延長となる場合を除く。)をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更により大型小売店における夜間小売業に該当しなくなるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る夜間小売業を廃止したとき、大型小売店における夜間小売業に該当しなくなったとき又は大規模小売店舗において夜間小売業を営むこととなったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(大型小売店における夜間小売業の届出に係る指導等)

第64条の3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る大型小売店における夜間小売業に係る外部騒音による公害の防止について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(大型小売店における夜間小売業に係る承継)

第64条の4 第64条の2第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る大型小売店における夜間小売業の全部を譲り受けた者は、当該大型小売店における夜間小売業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第64条の2第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る大型小売店における夜間小売業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大型小売店における夜間小売業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第64条の2第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(大型小売店における夜間小売業に係る外部騒音の防止)

第64条の5 大型小売店において夜間小売業を営む者は、当該夜間小売業に係る外部騒音による公害が生ずることがないように努めなければならない。

2 市長は、大型小売店において夜間小売業を営む者が、夜間小売業を営んでいることにより、その夜間小売業に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該夜間小売業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで大型小売店において夜間小売業を営んでいるときは、当該夜間小売業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(大型小売店における夜間小売業に係る外部騒音の防止への協力)

第64条の6 大型小売店において夜間小売業を営む者と取引その他の関係を有する者は、当該大型小売店における夜間小売業に係る外部騒音の防止に関する取組に協力しなければならない。

第84条第1項中「又は合併」を「合併又は分割」に改める。

第105条中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改める。

第119条の見出し中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」

に改め、同条中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改め、「のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽」を削り、「の設置に努める」を「を設置する」に、「の適正な処理に努めなければならない」を「を適正に処理しなければならない」に改める。

第132条中「第64条第3項」の次に「第64条の5第3項」を加える。

第134条第1号中「第58条第1項」の次に「第64条の2第1項若しくは第2項」を加える。

第135条第1号中「第58条第3項」の次に「第64条の2第3項若しくは第4項、第64条の4第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）が500平方メートルを超える一の店舗（以下「大型小売店」という。）において、夜間小売業（午後11時から翌日の午前6時までの間における小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3月以内に、改正後の条例（以下「新条例」という。）第64条の2第1項各号に掲げる事項について市長に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗（同法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。）において夜間小売業を営んでいるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出は、新条例第64条の2第2項から第4項まで、第64条の3及び第64条の4の規定の適用については、新条例第64条の2第1項の規定による届出とみなす。

4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

6 施行日から起算して30日を経過する日までに大型小売店において夜間小売業を営もうとする者に関する新条例第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該夜間小売業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

7 施行日前に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第64条第1項に規定する規則で定める営業を営む者に対し、同条第2項の規定によりされた勧告は新条例第

64条の5第2項の規定によりされた勧告と、旧条例第64条第3項の規定によりされた命令は新条例第64条の5第3項の規定によりされた命令とみなす。

川崎市授産場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月29日

川崎市長 高 橋 清

川崎市条例第8号

川崎市授産場条例の一部を改正する条例

川崎市授産場条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市授産施設条例

第1条中「川崎市授産場」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設」に改める。

第2条中「生計困難な者、老人、知的障害者及び身体障害者で授産を希望する者に対し、授産に必要な知識及び技術を授け」を「知的障害者、身体障害者、生計困難な者及び老人に対して、技能の修得又は就労のために必要な機会及び便宜を提供し、その自立を助長することにより」に、「授産場を」を「授産施設を」に改め、同条の表中

川崎市大師授産場
川崎市大島授産場
川崎市中央授産場
川崎市中原授産場
川崎市高津授産場

を

川崎市わーくす大師
川崎市わーくす大島
川崎市わーくす日進町
川崎市わーくす中原
川崎市わーくす高津

に改める。

第3条の見出しを「（作業種目）」に改め、同条中「授産場」を「授産施設」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条を次のように改める。

(利用の承認)

第4条 授産施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申し込み、市長の承認を受けなければならない。

第5条の見出しを「（利用の承認の取消し等）」に改め、同条中「授産場を利用する者」を「市長は、前条の規定